

第1 監査の請求

1 住民監査請求書の提出

令和7年8月4日

2 請求人

略

3 請求の要旨

大阪府立堺東高等学校（以下「本件高校」という。）において、野球部の顧問を務める教諭（以下「当該教諭」という。）が、同部に所属していた生徒1名（以下「当該生徒」という。）に対して行った部活動指導について、本件高校の校長（以下「当該校長」という。）が不相当であった旨表明等したにもかかわらず、当該教諭の部活動指導への関与の一時制限等の措置を取ることなく、不相当な指導状況下で部活動指導に関する手当が支給されていた場合、支給要件の確認・審査が不十分、又は合目的性を欠いた不当な支出に該当するとして、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）又は当該校長に対し、部活動指導に関する手当の返還等を求めるもの。

第2 請求の補正及び受理

令和7年8月4日に提出のあった住民監査請求書（別紙1。以下「請求書」という。）について、当該教諭への給与等の支給が違法・不当であるとする理由について明確にするよう補正を求めたところ、請求人から同年9月9日付けで補正書（別紙2。以下「補正書」という。）が提出された。

その結果、本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備することが確認できたため、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年4月分から同年7月分までの実績に係る当該教諭に対する部活動指導に関する手当の支給

2 監査の対象としない事項

請求書及び補正書からすると、請求人は、当該教諭の令和7年4月分から同年7月分

までの実績に係る部活動指導に関する手当の返還・減額・不支給等の是正措置を講じることを求めるとともに、暫定的措置（指導関与の一時制限、配置見直し、第三者調査の活用等）を府教委に指示又は注意喚起することをも求めていると解される。

住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実について、住民が監査委員に対して、当該行為の防止・是正若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を求めることを目的とするものである。

もとより、監査委員は、請求人の請求内容に拘束されないものではあるが、第三者調査の必要性については財務会計行為と関係しないと考えられるため、監査しない。

なお、当該教諭の暫定的配置転換又は部活動指導への関与の一時制限の可否に関しては、部活動指導に関する手当の支給の違法性・不当性を判断するに当たり必要な範囲において確認することとする。

3 監査対象機関

本件高校及び大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）

本件監査請求の監査対象事項が、当該教諭に対する部活動指導に関する手当の支給であることは前記1のとおりである。

府立学校の職員の手当の支出に関する権限は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第3条及び別表第1に基づき、知事から教育委員会に委任され、大阪府教育委員会の財務事務の委任に関する規則（昭和39年大阪府教育委員会規則第5号）第2条第2号及び第3号に基づき、教育委員会から教育長に委任されている。

一方、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第4項において、校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督するとされ、校務分掌については、大阪府立学校の管理運営に関する規則（平成26年大阪府教育委員会規則第7号）第8条第2項第2号に基づき、校長は教育委員会に届け出ることとされている。

そこで、監査の実施に当たっては、教育長に委任された府立学校の職員の手当の支出に関する事務を補助執行している教育庁及び本件高校を監査対象機関とした。

4 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、令和7年9月26日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設けたところ、別紙3のとおり陳述があった。また請求人陳述に際し、別紙4のとおり陳述書が提出された。

5 監査対象機関の陳述

監査対象機関に対し、令和7年9月26日、法第242条第8項の規定に基づく陳述の機会（以下「関係職員陳述」という。）を設けたところ、別紙5のとおり陳述があった。この陳述に対して、請求人から別紙6のとおり意見があった。

6 実地監査

令和7年9月24日、監査委員事務局職員が本件高校及び教育庁に対し監査を実施し、部活動指導に関する手当の種類、支給要件、同年4月から同年7月までの当該教諭に対する部活動指導に関する手当の支給に係る実績等、本件請求に係る証拠書類等の確認を行うとともに、聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

本件住民監査請求に関して行った前記第3の6の実地監査、請求人が提出した事実証明書、前記第3の4の請求人陳述の内容、前記第3の5の関係職員陳述の内容などから、監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

(1) 部活動指導に関する手当の概要

ア 根拠規定等

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年大阪府条例第41号。以下「特勤条例」という。）第18条第1項第4号（以下、同号に基づく教員特殊業務手当を「部活動指導手当」という。）。

イ 支給要件と額

部活動指導手当は、府立学校の教諭等が、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号）第3条第1項に規定する週休日（土曜日及び日曜日）、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）等（以下、これらの日を併せて「週休日等」という。）に、学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）等における生徒等に対する指導の業務を行った場合に支給される。支給額は、従事した時間が引き続き4時間以上であるときは日額3,600円、従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるときは日額1,800円である。

ウ 支給の手続等

部活動指導手当は、週休日等に部活動指導を行った実績に応じて、部活動指導を行った翌月の給料支給日に支給される。

特勤条例第 25 条及び職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 10 年大阪府人事委員会規則第 12 号）第 18 条に基づく特殊勤務手当実績簿は、週休日等に部活動指導を行った教諭等に所要事項をシステムで入力させ、これを校長に送信させることで作成される。部活動指導手当に係る特殊勤務手当実績簿には、部活動指導を行った年月日、教諭等の氏名、部活動指導の内容、手当の単価と単価別の実績（回数）等が記載されている。

校長が上記の教諭等の実績を確認し、システムにより当該実績が報告された後、教育長が支出命令を行う。

(2) 当該教諭に対する部活動指導手当の支給について

ア 令和 7 年 4 月から同年 7 月までの間、当該教諭は、同年 4 月に 9 回、同年 5 月に 10 回、同年 6 月に 10 回、同年 7 月に 8 回、部活動指導手当の支給対象となる週休日等に、いずれの日も 4 時間以上、部活動指導に従事した。

イ 前記アの当該教諭の週休日等の部活動指導に対し、令和 7 年 4 月分（5 月支給）として 32,400 円、同年 5 月分（6 月支給）として 36,000 円、同年 6 月分（7 月支給）として 36,000 円、同年 7 月分（8 月支給）として 28,800 円、合計 133,200 円が支給されており、支給手続の不備は見受けられなかった。

また、野球部の月間活動計画と特殊勤務実績は別表 1 のとおりであって、支給と実績の間に不整合な点は見当たらなかった。また、本件高校のグラウンドで部活動指導を行った日の当該教諭の出退勤時刻は別表 2 のとおりであって、部活動指導を行った時間との不整合はなかった。

(3) 部活動の活動方針等

ア 高等学校学習指導要領での位置付け

高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）では、学校運営上の留意事項として、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学

校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」とされている。

イ 国における部活動に関するガイドライン

学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について国の考え方を示している「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）」では、都道府県は、このガイドラインに則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定することとされている。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行うとされている。同ガイドラインでは、「運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項」との標題のもと、「顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう」との見出しにおける記述において、学校組織全体で運営や指導の目標、方針を作成し、共有することや、保護者等へ目標、計画等を説明し、理解を得ることなどが必要であること、「適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう」との見出しにおける記述において、科学的な裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導を実施することや、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導を行うことなどが必要であることが記載されているほか、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう」との見出しにおける記述において、運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっての参考例（別紙7）が記載されている。

ウ 大阪府における部活動に関する方針

前記イの国におけるガイドラインを踏まえて策定された「大阪府における部活動等の在り方に関する方針（令和5年8月 大阪府・大阪府教育委員会）」（以下「府方針」という。）では、学校部活動について、「学校部活動は、学校教育の一環とし

て実施される教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであること」「体罰・ハラスメントの防止の徹底や適切な休養日等の設定を遵守すること」「学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい環境となるよう、特に、「1 適切な運営のための体制整備」「2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み」「3 適切な休養日等の設定」に示す内容について徹底すること」が掲げられている。

府立学校の校長は、府方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針を策定し、公表する」「部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する」「校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜、指導・是正を行う」とされている。

エ 本件高校における部活動に関する方針

府方針に基づき、当該校長が、平成7年4月1日付けで公表した「大阪府立堺東高校 学校部活動に係る活動方針」（以下「学校方針」という。）には、学校部活動の目的としては「学校部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする」と、運営については「年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める」と、指導については「学校部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること」「適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す」と記載されている。

(4) 当該教諭が当該生徒に行った指導と当該指導に係る調査等について

ア 当該生徒及び当該教諭について

(ア) 当該生徒は、令和7年度において本件高校の3年生の生徒であり、令和7年5月16日に退部するまで野球部に所属していた。

(イ) 当該教諭は、令和7年度の本件高校の野球部の主顧問を務めていた。野球部には、当該教諭のほか、2名が副顧問を務めていた。なお、当該教諭は、前年度においても同部の顧問を務めていた。

また、当該教諭は、令和7年度、校務分掌として、生徒指導部長を務めていた。

イ 本件高校における「携帯電話に関する規則」について

本件高校には、「授業中での携帯電話の使用は厳禁する」旨の「携帯電話に関する規則」があり、生徒が授業時に携帯電話を使用した場合は、携帯電話を生徒指導部がいったん預かり、生徒指導部が指導を行った後に返却することとしている。この規則では、違反が1回目・2回目の場合は当日の放課後に返却、3回目の場合は当日の放課後に返却するが翌日の学校生活時間内は生徒指導部で預かりとするなど、違反回数に応じた一般的な措置が定められている。

ウ 当該教諭が当該生徒に行った指導及びこれに関する経過について

(ア) 令和7年4月11日、当該生徒は、授業中にスマートフォンを使用したとして当該授業の担当教員から注意を受け、前記イの「携帯電話に関する規則」に基づき、当該スマートフォンは生徒指導部預かりとなり、当日の放課後、当該生徒に返却された。

同日、当該生徒は、授業中のスマートフォン使用を知った生徒指導部長である当該教諭から注意を受け、野球部の練習への参加を認められなかった。

(イ) 令和7年4月12日、当該教諭は、当該生徒に対し、春季近畿地区高等学校野球大会（以下「春季大会」という。）が終わるまで野球部の活動に関与しないよう指導し、当該生徒は、これを受け入れた。

(ロ) 令和7年4月12日から同年5月10日の春季大会終了までの間、当該生徒は、野球部の練習や試合には参加しなかったが、自主的に縫球等の野球部の補助を行っていた。その間、当該教諭は、当該生徒が野球部の補助をしていることを見かけたことがあったが、その際、当該生徒に声をかけることはなかった。また、野球部の副顧問の教諭は、当該生徒を部室で見かけたことがあったが、その旨を当該教諭に報告していなかった。

(ハ) 春季大会が終了し、令和7年5月11日、当該生徒が野球部の活動への復帰を願い出たところ、当該教諭は、補助ではあるが黙って野球部の活動に関わっていたことを理由に、練習への参加を認めなかった。

(ニ) 令和7年5月12日午前中、前記(ア)乃至(ハ)の当該教諭の当該生徒に対する指導に関する当該生徒の保護者（以下「保護者」という。）からの申出を受けて、当該校長、教頭及び保護者が面談した。その時点まで、前記(ア)乃至(ハ)の当該教諭の当該生徒に対する指導について、当該教諭から当該校長等への報告はされていなかった。

- (カ) 令和7年5月15日、当該生徒が当該教諭に再度野球部復帰を申し出たところ、当該教諭は、約束が守られていない現状において試合やベンチに入るとは考えられないとして、当該生徒に野球部の練習への参加を認めなかった（以下、前記(ア)乃至(エ)及び(カ)の当該教諭の当該生徒に対する注意、指導等を「本件指導」という。）。
- (キ) 令和7年5月16日、当該生徒は、野球部を退部した。その後、当該校長、教頭、当該教諭及び保護者が面談し、当該教諭が、保護者に対し、本件指導について説明を行った。
- (ク) 令和7年5月29日、保護者は、府教委に対し、「大阪府立堺東高校野球部における不適切指導・生徒排除措置に関する経緯・緊急是正要望」を提出し、事実関係の調査を求めるとともに、当該教諭を顧問からいったんはずす措置等を求めた。
- (ケ) 令和7年6月3日、当該校長は、教育庁に対し、「本校野球部保護者からの申し立てに対する報告」を提出し、保護者との面談の概要等について報告した。
- (コ) 令和7年6月11日、当該校長は、教育庁に対し、「本校野球部保護者からの申し立てに対する追加報告」を提出した。
- 同報告には、当該校長の「思い」として、本件指導の前に生じた同様の2件の指導との差異について、約束事があったとはいえ、生徒なりの反省のために行った行為等をも否定し、春季大会以降も練習の参加を禁止することは不相当な処分であったと考えている旨が記載されているとともに、今後の対応として、保護者及び当該生徒への不相当の指導があったことに対する謝罪を行う、当該教諭に対する同様の指導に対する注意と今後不相当な指導を行わないよう指導する等が記載されている。
- (サ) 令和7年6月25日、保護者は、当該校長及び府教委に対し、「パワーハラスメント事案の調査・指導一時停止に関する要望書」を提出し、当該教諭の部活動指導一時停止等を要望した。
- (シ) 令和7年6月30日、当該校長は、教育庁に対し、「本校野球部保護者からの申し立てに対する追加報告」を提出した。同報告には、本件指導は指導内容に一部不相当な部分があるものの、パワーハラスメント事案とは考えていない旨、当該教諭に直ちに部活動指導を停止しなくてはならないほどの不相当な部分があったとは考えていない旨、当該教諭に対し注意・指導を行っており、当該教諭の部活動指導を停止する必要はないと考えている旨が記載されている。
- (ス) 令和7年8月11日、野球部の保護者会主催の定例の保護者会が開催され、当該校長が、本件指導に不相当な部分があった旨、当該教諭を指導し再発防止に努

める旨の説明を行った。

エ 当該教諭に対する注意

(ア) 当該校長は、令和7年6月4日及び同月11日に当該教諭に対し本件指導に係る注意・指導を行った。一方、当該校長は、当該教諭に対して、野球部の顧問としての部活動指導を制限するなどの措置は行っていない。

(イ) 監査で確認した限りにおいて、前記(ア)の当該校長による注意以降、当該教諭が、本件高校の管理監督者から部活動指導において不相当である旨の注意・指導を受けた事実はないとのことであった。

オ 本件高校の野球部に関するインターネットでの記事について

令和7年6月22日、同年7月11日、同月12日及び同月14日、当該教諭のインタビュー等が掲載されたインターネットでの記事が複数回掲載された。

2 判断

(1) 財務会計行為自体の違法性又は不当性について

前記1(2)のとおり、当該教諭には、令和7年4月分乃至同年7月分の部活動指導手当として合計133,200円が支給されているところ、支給要件及び手続に不備はなかったことから、かかる部活動指導手当の支給自体に違法又は不当な点は見当たらない。

(2) 財務会計行為の前提となる原因行為の違法性又は不当性について

もっとも、請求人は、当該教諭が、当該生徒に対して行った本件指導について、当該校長が不相当であった旨表明し、謝罪等したにもかかわらず、当該教諭の暫定的配置転換、部活動指導への関与の一時制限等の措置を取ることなく、不相当な指導状況下で部活動関連手当等が支給されていた場合、不当な支出に該当する旨主張するので、以下、この点について検討する。

ア 原因行為の違法性又は不当性と公金支出の違法性又は不当性について

法第242条第1項によれば、住民は、違法又は不当な公金の支出があると認めるときに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を是正し、又は被った損害を補填するために必要な措置を講じることを請求することができるが、最高裁第一小法廷昭和60年9月12日判決（昭和55年（行ツ）第84号事件）の趣旨に照らすと、公金の支出が違法又は不当となるのは、単にそれ自体が違法又は不当な場合だけではなく、

その財務会計行為の前提となる行為が公金の支出の直接の原因をなす場合にあっては、その原因となる行為が違法又は不当である場合の公金の支出も違法又は不当となる。

イ 当該教諭の部活動指導を制限しなかったことについて

(ア) 前記 1 (4) エ(ア)のとおり、当該校長は、当該教諭の部活動指導を制限していない。その結果、当該教諭には、前記 1 (2)のとおり、令和 7 年 4 月から同年 7 月までの週休日等において、部活動指導の業務に従事し、かかる部活動指導業務の実績に応じ、部活動指導手当が支給されている。当該校長が、当該教諭の部活動指導を制限しなかったことは、本件においては当該教諭に対する前記部活動指導手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法・不当であれば、後者も当然に違法・不当となるものと解される。

(イ) 前記 1 (4) ウ(イ)の令和 7 年 6 月 11 日付け教育庁あて報告書において、当該校長は、当該教諭が、当該生徒を野球部の練習に参加させないとしたことは、同部における同様の事例と差異があり、生徒なりの反省のために行った行為等をも否定し、春季大会以降も練習の参加を停止すること等の面から、不相当であったとの認識を示している。

一方で、前記 1 (4) ウ(ロ)のとおり、当該校長は、同月 30 日付け教育庁あて報告書において、本件指導には内容に一部不相当な部分があるものの、当該教諭に直ちに部活動指導を停止しなくてはならないほどの不相当な部分があったとは考えていない、当該教諭に対し注意・指導を行っており、当該教諭の部活動指導を停止する必要はないとして、当該教諭の部活動指導を制限する必要はないとの見解を示している。

(ロ) 当該校長は、前記 1 (4) ウ(ロ)の本件指導に関する保護者からの申出を受けて以降、事実関係を調査した上で、これを教育庁に報告し、都度、対応について相談を行っていたところ、かかる経過の中で、令和 7 年 6 月 4 日及び同月 11 日には、当該教諭に対して、本件指導が不相当であり、今後は不相当な指導をしないように注意・指導を行った事実が認められる。

前記 1 (4) ウ(ロ)の同月 11 日付け教育庁あて報告書及び前記 1 (4) ウ(ロ)の同月 30 日付け教育庁あて報告書によれば、当該校長は、本件指導の内容は、前記(イ)で述べた点において、一部不相当な部分があるとしても、前記 1 (3)イの国のガイドラインで示されている「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」に直ちに該当するものではなく、また、当該教諭に対する上記注意・指導によって、

当該教諭が、今後、同様の不相当な指導を起こすことはないと考え、当該教諭の部活動指導を制限する必要はないと判断したとみられる。

国のガイドラインにおける運動部活動の指導に関する指針に鑑みると、運動部活動の指導は、その内容のみならずその方法・手続においても適切なものでなければならない。当該教諭の本件指導はその意味において十分に配慮がなされたものとは言えない面があることがうかがわれるものの、監査で確認した限りにおいては、本件において、校務をつかさどり、所属職員を監督する校長（学校教育法第37条第4項）の裁量権の行使として、直ちに妥当性を欠くとまではいえない。

なお、前記1(4)エのとおり、当該校長が本件指導に関して当該教諭に対する注意・指導を行った後、同様の事案は生じていないとのことであった。

(エ) 以上によれば、当該校長が当該教諭の部活動指導を制限しなかったことが違法又は不当であるとまではいうことはできない。そうすると、この点に鑑みても、当該教諭に対する部活動指導手当の支給が違法又は不当とはいえず、それを前提とする請求人のその余の主張にも理由がないこととなる。

(3) 結論

以上のとおり、監査を実施した限りにおいて、当該教諭に対する部活動指導手当の支給に違法又は不当な点は見当たらない。

よって、本件監査請求を棄却する。

3 意見

なお、事案に鑑み、以下のとおり監査委員の意見を述べる。

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいものである。

しかしながら、運動部活動の場における顧問等による体罰やパワーハラスメント等の事案は後を絶たず、令和7年9月には、愛知県の私立高校のソフトボール部において「顧問の不適切な指導が自殺の一因となった可能性がある」と第三者委員会が結論付ける痛ましい事案のあったことが報道されているところでもある。

一般に、部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問一人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認されにくい場合があると

の指摘もある中、国のガイドラインでは、顧問の教員だけに運動部活動の運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運営や指導の目標、方針を作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の中で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要であり、この取組の中で、体罰等（ハラスメントその他の不適切な指導を含む。）が許されないことの意識の徹底を図ることも必要とされている。

本件では、結果として、当該生徒は当該教諭の指導に対して十分な納得もできないまま、失意のうちに、不本意ながらも退部するとの選択をしたことがうかがわれ、当該校長においても本件指導を不相当なものであったと説明しているが、不相当ないし不適切な指導は、生徒の心身に重大な影響を与えるリスクをはらむものであることは言うまでもない。

また、当該教諭の指導に関して保護者から学校に相談があった後も、当該生徒自身が当該教諭に自分の考えを説明するよう指導がなされていたとのことである。

本件監査においてその具体的な事情の確認まで行うものではないが、生徒自らの行動による成長を期待するという教育現場での指導の考えがあるとしても、部活動での顧問の立場の優位性や当時における当該生徒の心理等を考慮し、その心情にも寄り添った共感的理解に基づく指導や援助を通じ、学校組織としてより早期に適正な対応をとりえたのではないかと考えられるところである。

そこで、こういった点も含め、不相当ないし不適切な指導を起こさないためには、野球部にとどまらず、学校全体の課題としてとらえる必要があると考える。また、教育庁には、各学校に示す府方針の内容を改めて点検し、適切にサポートを行うことが望まれる。

この点、監査委員としては、一例として、校長が部活動の指導を監督するに当たり、学校としての部活動の活動方針を示す等にとどまらず、生徒を個人として尊重し、その最善の利益を希求するとの観点を再確認し、個別の指導であっても、生徒に長期間の部活動停止のような措置を行う際には、学校組織として、これを早期に把握するとともに、生徒の心身に与える影響に十分配慮しつつ、その指導の趣旨や目的、背景等の事情について保護者へ説明・報告し、家庭における理解や協力を求めるなどといった一定の手続的な統制を図ることも有用であると考えており、こうした点も参考に、不相当ないし不適切な指導の防止に取り組まれない。

(別表 1) 硬式野球部の月間活動計画と特殊勤務の実績 (略)

(別表 2) 当該教諭の出退勤記録と特殊勤務実績 (略)

(別紙 1) 請求書 (略)

(別紙 2) 補正書 (略)

(別紙 3) 請求人陳述 (略)

(別紙 4) 陳述書 (略)

(別紙 5) 関係職員陳述 (略)

(別紙 6) 関係職員陳述に対する請求人の意見 (略)

(別紙 7) 運動部活動での指導のガイドライン (抄) (略)

(別紙 8) 関係法令 (抄) (略)